

議案第147号

大阪市印鑑条例の一部を改正する条例案

大阪市印鑑条例（昭和49年大阪市条例第82号）の一部を次のように改正する。

第2条中「本市の」を「本市が備える」に改める。

第4条第1号中「若しくは通称（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項）」を「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（令第30条の16第1項）」に、「又は氏名」を「又は氏名、旧氏」に改め、同条第2号中「氏名」を「氏名、旧氏」に改める。

第5条第2項第3号中「外国人住民（本市の）」を「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記録がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民（本市が備える）」に、「が記載されている」を「の記録がされている」に、「、氏名及び通称」を「氏名及び当該通称」に改め、同項第4号中「記載されている」を「記録されている」に改める。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

令和元年9月18日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

登録を受けることができない印鑑の範囲及び印鑑登録原票に登録する事項を改めるとともに、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市印鑑条例 (抄)

(登録資格)

第2条 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）により本市のが備

住民基本台帳に記録されている者は、1人1個に限り印鑑の登録を受けることがえる

できる。ただし、成年被後見人及び15歳未満の者は、印鑑の登録を受けることができない。

(登録を受けることができない印鑑)

第4条 次の各号のいずれかに該当する印鑑は、登録を受けることができない。

(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の
令第30条の16

26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）（これらに類するものとして市規則で定めるものを含む。）又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもの（これらに類するものとして市規則で定めるものを含む。）で表されていないもの

(2) 職業、資格その他氏名、旧氏又は通称（これらに類するものとして市規則で定めるものを含む。）以外の事項を表しているもの

(3)～(6) 省 略

(印鑑の登録)

第5条 省 略

2 印鑑登録原票には、登録を受ける者について、次の各号に掲げる事項を登録する。

(1)～(2) 省 略

(3) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記録がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民（本市の住民基本台帳に記録されている者が備える

のうち日本国籍を有しないものをいう。以下同じ。）に係る住民票に通称が記載の記録が

されている場合にあつては、氏名及び当該通称)

(4) 外国人住民のうち市規則で定める者にあつては、市規則で定める住民票に記載記録

れている事項

(5)－(7) 省 略

3 省 略